

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）
内閣府
 財務省
 経済産業省

改正案	現行
<p>（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）</p> <p>第二十七条 令第六条第八項第二号に規定する主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第八号</u>に規定する一般送配電事業とする。</p> <p>254（略）</p>	<p>（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）</p> <p>第二十七条 令第六条第八項第二号に規定する主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第一号</u>に規定する一般電気事業とする。</p> <p>254（略）</p>